

平成 29 年度

# 3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画

リスク管理

金融資産運用

タックスプランニング

不動産

相続・事業承継

平成 29 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、平成 28 年度用 3 級テキストの該当ページを記載しています。  
※今回、「リスク管理」につきましては、お知らせすべき主な改正点はありません。

ー山田コンサルティンググループー  
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ



## <ライフプランニングと資金計画>

### 1. 基本手当の所定給付日数が引き上げられました。

倒産、解雇等により離職した30歳以上45歳未満の者で被保険者期間1年以上5年未満の場合の所定給付日数が引き上げられました。

30歳以上35歳未満：90日 → 120日

35歳以上45歳未満：90日 → 150日

該当ページ P13

### 2. 専門実践教育訓練給付金の給付率の上限が引き上げられます。

平成 30 年 1 月以降、専門実践教育訓練給付の給付率が受講費用の 40%から 50%（資格等の取得時は合計 60%から 70%）に引き上げられます。

該当ページ P14

### 3. 国民年金保険料が改正されました。

平成 29 年度の国民年金保険料は月額 16,490 円です。

該当ページ P24

### 4. 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 29 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 18.182%です。

該当ページ P24

### 5. 受給資格期間が短縮されます。

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間（＝保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が原則 25 年以上必要ですが、平成 29 年 8 月以降は 10 年以上に短縮されます。

該当ページ P26

## 6. 年金額（平成 29 年度価額）

	平成 29 年度価額	該当ページ
老齢基礎年金	779,300 円	P27
定額部分	1,625 円（=1,628 円×0.998）	P31
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 224,300 円～389,800 円 子：2 人目まで 224,300 円 3 人目以降 74,800 円	P32
障害基礎年金 1 級	974,125 円（=779,300 円×1.25）	P36
障害基礎年金 2 級	779,300 円	P36
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,300 円 3 人目以降：74,800 円	P36
遺族基礎年金	779,300 円	P39
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,300 円 3 人目以降：74,800 円	P39
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	584,500 円	P41

## 7. 在職老齢年金の対象となる基準額が引き下げられました。

改正前	改正後
60 歳台後半の総報酬月額相当額＋基本月額 の基準額：47 万円	60 歳台後半の総報酬月額相当額＋基本月額 の基準額：46 万円

該当ページ P34

## 8. 寡婦年金の受給要件が短縮されます。

「第 1 号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が 25 年以上あること」が、平成 29 年 8 月以降は 10 年以上に短縮されます。

該当ページ P39

## 9. 日本学生支援機構の奨学金制度に給付型が創設されます。

平成 29 年度進学者から給付型奨学金が先行実施されています（本格実施は平成 30 年度進学者から）。

該当ページ P56

<金融資産運用設計>

1. N I S A のロールオーバーの上限が撤廃されました。

N I S A のロールオーバー（非課税期間が終了した時点で、翌年の非課税枠に資産を移管させること）の上限が撤廃されました。

	改正前	改正後
ロールオーバーの上限	120 万円	<u>なし</u>

該当ページ P147

2. 「積立N I S A」が創設されました。

平成 30 年 1 月 1 日より、少額の積立・分散投資を促進するために「積立N I S A」が創設されました。

<積立N I S A>

開設者（対象者）	20歳以上 <sup>※1</sup> の居住者等
非課税年間投資上限	40万円 <sup>※2</sup>
非課税最長期間	20年間 <sup>※3</sup>
払出し制限	なし
口座開設可能期間	平成30年1月1日～平成49年12月31日まで
投資対象	一定の公募株式投信（運用期間20年以上、非毎月分配型ファンド等）

※1 口座開設の年の1月1日における年齢

※2 未使用枠の翌年以後への繰越は不可

※3 当該口座を開設した1月1日からの期間。途中売却可。売却部分の枠の再利用は不可

該当ページ P148 に追記

## ＜タックスプランニング＞

### 1. 配偶者控除および配偶者特別控除が変更されます。

配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件や控除額が変更されます（平成 30 年分以後の所得税、平成 31 年度分以後の個人住民税について適用）。

#### ＜配偶者控除＞

改正前				
納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
所得制限なし	38 万円	33 万円	48 万円	38 万円
改正後				
納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
900 万円以下	38 万円	33 万円	48 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	32 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	16 万円	13 万円
1,000 万円超	なし			

<配偶者特別控除>

改正前						
配偶者の合計所得金額		所得税		住民税		
38 万円超	40 万円未満	38 万円		33 万円		
40 万円以上	45 万円未満	36 万円				
45 万円以上	50 万円未満	31 万円		31 万円		
50 万円以上	55 万円未満	26 万円		26 万円		
55 万円以上	60 万円未満	21 万円		21 万円		
60 万円以上	65 万円未満	16 万円		16 万円		
65 万円以上	70 万円未満	11 万円		11 万円		
70 万円以上	75 万円未満	6 万円		6 万円		
75 万円以上	76 万円未満	3 万円		3 万円		
76 万円以上		なし				
改正後						
配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額					
	900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
38 万円超 85 万円以下	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円	11 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円		24 万円		12 万円	
90 万円超 95 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	
95 万円超 100 万円以下	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
123 万円超	なし					

## 2. 住宅ローン控除の適用対象となる勤務先からの借入金の利率が変更されました。

勤務先からの借入金について、住宅ローン控除の適用対象となる利率が変更されました（平成 29 年 1 月 1 日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合に適用）。

	改正前	改正後
利率	年 1.0%以上	年 0.2%以上

該当ページ P224 に追加

## 3. 住宅ローン控除の適用期限が延長されました。

<一般的な住宅>

改正前				
▶平成 31 年 6 月までに居住を開始した場合の控除額（一般的な住宅）				
入居年	控除期間	年末借入金残高	控除率	各年の最高控除額
平成 26 年 1 月～ 平成 26 年 3 月	10 年間	～2,000 万円	1 %	20 万円
平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 6 月	10 年間	～4,000 万円	1 %	40 万円
改正後				
▶平成 33 年 12 月までに居住を開始した場合の控除額（一般的な住宅）				
入居年	控除期間	年末借入金残高	控除率	各年の最高控除額
平成 26 年 1 月～ 平成 26 年 3 月	10 年間	～2,000 万円	1 %	20 万円
平成 26 年 4 月～ 平成 33 年 12 月	10 年間	～4,000 万円	1 %	40 万円

該当ページ P225



<不動産運用設計>

1. 土地の売買による所有権移転登記の軽減税率の適用期限が延長されました（登録免許税）。

土地の売買による所有権移転登記の軽減税率の適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日

該当ページ P265

2. 住宅用建物についての軽減税率の適用期限が延長されました（登録免許税）。

住宅用建物についての軽減税率（所有権保存登記：不動産の価額の 1,000 分の 1.5、所有権移転登記：不動産の価額の 1,000 分の 3、住宅取得資金の貸付等にかかる抵当権設定登記：債権金額の 1,000 分の 1）の適用期限が平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 29 年 3 月 31 日	平成 32 年 3 月 31 日

該当ページ P266

3. 居住用超高層建築物についての課税方法が変更されます（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）。

居住用超高層建築物（高さが 60m を超える居住用マンションのうち複数の階に住戸が所在しているもの）の固定資産税、都市計画税、不動産取得税については、所在する階層の差異による床面積当たりの取引単位の変化の傾向を反映するための補正率（階層別専有床面積補正率。1 階を 100 とし、1 階増すごとに 39 分の 10 を加えた数値）によって補正を行います（原則として、平成 30 年度から新たに課税されるもの）。

該当ページ P266～P268

<相続・事業承継設計>

1. 相続税・贈与税の納税義務者の範囲が見直されました。

納税義務者の範囲について、下記①～③の見直しが行われ、平成 29 年 4 月 1 日以後の相続・贈与等について適用されます。

- ① 国外財産に対する相続税・贈与税の非課税要件について、被相続人と相続人および贈与者と受贈者の国内住所の有無に関する期間を 5 年から **10 年**に延長する
- ② 日本の住所および国籍を有しない者が、過去 **10 年**以内に日本に住所を有していた者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課税対象とする
- ③ 滞在が一時的である外国人同士の相続・贈与の場合は、**国内財産のみ**を課税対象とする

<相続税および贈与税の納税義務の範囲>

改正前				
被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に 住所あり	国内に住所なし	
			日本国籍あり	
			5 年以内に 国内に住所あり	左記以外
日本に住所あり		国内財産・国外財産ともに課税		
国内に 住所なし	5 年以内に 国内に住所あり			
	上記以外			

  

改正後				
被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に 住所あり	国内に住所なし	
			日本国籍あり	
			① <b>10 年以内</b> に 国内に住所あり	左記以外
日本に住所あり		国内財産・国外財産ともに課税		
国内に 住所なし	② <b>10 年以内</b> に 国内に住所あり			
	上記以外			

③ 滞在が一時的な外国人は  
その住所が「ない」と見なす

国内財産・国外財産ともに課税

2. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の非課税枠が見直されました。

平成28年11月28日付で公布・施行された『平成28年法律第85号』により、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の非課税枠が、下記のとおり見直されました。

改正前		
a. 下記 b. 以外の場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅※	左記以外の住宅
～H. 27. 12. 31	1,500 万円	1,000 万円
H. 28. 1. 1～H. 28. 9. 30	1,200 万円	700 万円
H. 28. 10. 1～H. 29. 9. 30	1,200 万円	700 万円
H. 29. 10. 1～H. 30. 9. 30	1,000 万円	500 万円
H. 30. 10. 1～H. 31. 6. 30	800 万円	300 万円
b. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅※	左記以外の住宅
～H. 27. 12. 31		
H. 28. 1. 1～H. 28. 9. 30		
H. 28. 10. 1～H. 29. 9. 30	3,000 万円	2,500 万円
H. 29. 10. 1～H. 30. 9. 30	1,500 万円	1,000 万円
H. 30. 10. 1～H. 31. 6. 30	1,200 万円	700 万円
改正後		
a. 下記 b. 以外の場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅※	左記以外の住宅
～H. 27. 12. 31	1,500 万円	1,000 万円
H. 28. 1. 1～ <b>H. 32. 3. 31</b>	1,200 万円	700 万円
<b>H. 32. 4. 1～H. 33. 3. 31</b>	1,000 万円	500 万円
<b>H. 33. 4. 1～H. 33. 12. 31</b>	800 万円	300 万円
b. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合		
住宅用の家屋の種類 契約締結の日	省エネ等住宅※	左記以外の住宅
H. 31. 4. 1～H. 32. 3. 31	3,000 万円	2,500 万円
H. 32. 4. 1～H. 33. 3. 31	1,500 万円	1,000 万円
H. 33. 4. 1～H. 33. 12. 31	1,200 万円	700 万円

※「省エネ等住宅」とは、省エネ性、または、耐震性、または、バリアフリー性に適合している住宅

平成 29 年度  
3 級 F P 技能検定試験対応  
制度改正資料

2017 年 6 月 27 日発行

制作・著作・発行  
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。